

質疑応答書

令和6年12月10日

事業者 各位

会津若松市長 室井 照平

令和6年12月9日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

案件名 : 会津若松市役所本庁舎ほか8施設で使用する電力の供給

○質問事項

- (1) オンサイト PPA スキームにおいて、発電所（会津電力管轄）から需要場所へ電力を供給する場合、小売電気事業者を通じた請求書の発行が条件として記載されています。

小売電気事業者を通じて請求書を発行することは一般的ではありません。この条件について、会津電力に代わって小売電気事業者が請求を行う理由を具体的にご教示いただけますでしょうか。

また、発電事業者にて請求対応をいただける場合は、弊社も本入札への参加を希望いたします。

- (2) 上記のスキームにおいて、対象の生涯センターへの電力供給を除外し、それ以外の供給先に限定して入札に参加することは可能でしょうか。

○回答

- (1) 質問事項中、「オンサイト PPA スキームにおいて、発電所（会津電力管轄）から需要場所へ電力を供給する場合、小売電気事業者を通じた請求書の発行が条件」とありますが、仕様書等においてこのような条件設定はしていません。

なお、本案件は、「会津若松市電力調達に係る環境配慮方針」に基づき、オンサイト PPA 又はオフサイト PPA のいずれかを問わず、小売電気事業者から電力を調達するものであり、本市と小売電気事業者が契約を締結するものです。

- (2) 本案件は対象9施設における電力供給契約であるため、一部の施設に限定して入札に参加することはできません。